

三重県高等学校等修学奨学金の貸与に関する規則

平成14年3月27日
三重県教育委員会規則第16号

(趣旨)

第一条 この規則は、経済的な理由により、高等学校等における修学が困難な者に対する三重県高等学校等修学奨学金の貸与について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 中学校 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号。以下「法」という。）第一条に規定する中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部をいう。
- 二 高等学校等 法第一条に規定する高等学校（専攻科を含み、別科を除く。）、中等教育学校の後期課程（専攻科を含み、別科を除く。）及び高等専門学校をいう。
- 三 奨学金 修学費及び修学支度費をいう。
- 四 修学費 月額を単位として貸与する奨学金をいう。
- 五 修学支度費 入学時一時金として貸与する奨学金をいう。
- 六 奨学生 高等学校等入学前に修学支度費の貸与を受ける者及び高等学校等に在学し、奨学金の貸与を受ける者をいう。
- 七 中学校の校長 奨学金の貸与を受けようとする者が在学する三重県内（以下「県内」という。）の中学校の校長をいう。
- 八 高等学校等の校長 奨学金の貸与を受けようとする者又は奨学生が在学する県内の高等学校等の校長をいう。

(奨学金の貸与を受ける者の資格等)

第三条 修学費の貸与を受けることができる者は、次の各号のすべてに該当する者とする。

- 一 親権者、後見人若しくは児童福祉法（昭和二十二年法律第百六四号）に規定するこれらの者に代わって親権を行う者又は特別な理由があると認められる場合は、当該未成年者を現に監護し、又は過去に監護していた児童養護施設長等（以下「保護者」という。）が県内に住所を有する者であること。ただし、貸与を受ける者が成年である場合は、次のいずれかに該当する者とする。
 - イ 当該貸与を受ける者が保護者であった者と同一の生計に属する場合は、当該保護者であった者が県内に住所を有すること。
 - ロ 当該貸与を受ける者が保護者であった者と同一の生計に属していない場合は、当該貸与を受けようとする者が県内に住所を有すること。
- 二 高等学校等に在学する者であること。
- 三 勉学意欲があると認められる者であること。
- 四 第六条の規定による奨学金の申込時において、教育長が別に定める基準に該当する世帯に

属する者であること。

2 修学支度費の貸与を受けることができる者は、前項各号の要件に該当する者であって、当該年度に高等学校等に入学した者及び第七条第一項の規定により採用の内定を受けた者であって、当該年度の翌年度に高等学校等に入学を予定する者とする。

3 採用の内定を受けることができる者は、当該内定を受けようとする年度の翌年度に高等学校等に入学を予定する者であって、第一項第一号、第三号及び第四号に該当する者とする。

(奨学生の採用)

第四条 奨学生の採用は、次に掲げるものを行う。

一 予約採用 中学校の第三学年に在学中の者を対象とし、教育長が定める期間内に申込みをする者の採用

二 通常採用 高等学校等に在学中の者を対象とし、教育長が定める期間内に申込みをする者の採用

三 緊急採用 高等学校等に在学中の者であって、次項各号に該当する者を対象とした採用

2 前項第三号の緊急採用は、次の各号に該当する者が申込みをすることができる。

一 父母の離婚、生計を維持する者の失業、破産、疾病又は死亡その他の事由により、その属する世帯の家計が急激に悪化することとなった者又は悪化することが明らかである者

二 火災又は自然災害等により、その属する世帯の家計に深刻な影響を受けることとなった者

三 その属する世帯の長期間の経済的な困難の継続によって修学に困難を生じることとなった者

(連帯保証人)

第五条 奨学金の貸与を受けようとする者は、奨学金の貸与を受けることにより生ずる一切の債務について、連帯保証人二人を立てなければならない。ただし、奨学金の貸与を受けようとする者が成年である場合は、第三項に定める連帯保証人一人を立てるものとする。

2 前項の連帯保証人のうち、一人は、第三条第一項第一号の保護者（次条の申込みをした者が成年に達した場合の保護者であった者を含む。）とする。ただし、教育長が特別な理由があると認めるときは、この限りでない。

3 第一項の連帯保証人のうち、前項の連帯保証人を除く他の一方（以下「第二連帯保証人」という。）は貸与を受けた奨学金の返済能力を有する者その他教育長が別に定める要件に該当する者でなければならない。

(奨学金の申込手続)

第六条 奨学金の貸与を受けようとする者は、保護者及び第二連帯保証人が連署した奨学生申込書（第一号様式）に次に掲げる書類を添えて、教育長に提出しなければならない。ただし、教育長が必要でないとする場合は、第一号及び第三号に掲げる書類の添付を省略することができる。

一 中学校又は高等学校等の在学証明書（第二号様式）

二 同一の世帯に属するすべての者の住民票の写し

三 同一の世帯に属するすべての者の所得についての市町村長の証明書

四 前三号に掲げるもののほか、教育長が別に定める書類

(予約採用の内定及び決定等)

第七条 教育長は、前条の規定により予約採用の申込みをした者について、選考のうえ、採用の内定を受ける者（以下「予約採用内定者」という。）を決定し、その旨本人、保護者（前条の申込みをした者が成年に達した場合の保護者であった者を含む。以下同じ。）、第二連帯保証人及び中学校の校長に通知するものとする。

- 2 教育長は、前項及び第五項の決定を行うに際し、必要と認める条件を付けることができる。
- 3 予約採用内定者は、教育長が定める期限までに、進路決定届（第三号様式）を提出しなければならない。
- 4 前項の進路決定届を提出した予約採用内定者であって、入学を予定する高等学校等の区分に変更があった者又は修学費の額及び期間並びに修学支度費の額を変更しようとする者にあつては、奨学金貸与額等変更申込書（第四号様式）を教育長に提出しなければならない。
- 5 教育長は、第三項に定める進路決定届を提出した予約採用内定者が高等学校等に入学したことを確認したときは、その者の採用を決定し、その旨本人、保護者、第二連帯保証人及び高等学校等の校長に通知するものとする。
- 6 予約採用内定者は、教育長が定める期限までに奨学金返還誓約書兼借用証書（第五号様式）及び第二連帯保証人の印鑑登録証明書（以下「奨学金返還誓約書兼借用証書等」という。）を教育長に提出しなければならない。
- 7 教育長は、第五項の決定を受けた者が、正当な理由なく教育長が定める期限までに前項の奨学金返還誓約書兼借用証書等を提出しないときは、奨学金の貸与を辞退したものとみなす。

(通常採用及び緊急採用の決定等)

第八条 教育長は、第六条の規定により通常採用又は緊急採用の申込みをした者について、選考のうえ、その者の採用を決定し、その旨本人、保護者、第二連帯保証人及び高等学校等の校長に通知するものとする。

- 2 教育長は、前項の決定を行うに際し、必要と認める条件を付けることができる。
- 3 第一項の決定を受けた者は、教育長が定める期限までに奨学金返還誓約書兼借用証書等を教育長に提出しなければならない。
- 4 第一項の決定を受けた者が、正当な理由なく教育長が定める期限までに前項の奨学金返還誓約書兼借用証書等を提出しないときは、奨学金の貸与を辞退したものとみなす。

(貸与の総額)

第九条 教育長は、貸与すべき奨学金の総額を予算の範囲内で決定するものとする。

(貸与の額等)

第十条 奨学金は無利子で貸与するものとする。

- 2 修学費は、奨学生が在学する高等学校等の区分に応じて、別表第一に定める金額を月額として貸与する。
- 3 修学支度費は、奨学生が在学する高等学校等の区分に応じて、別表第二に定める金額を奨学生が入学した日の属する月の一時金として貸与する。なお、予約採用内定者にあつては、入学を予定する高等学校等の区分に応じて、同表に定める金額を貸与することができる。
- 4 奨学生は、修学費の額を変更しようとするときは、教育長が定める期間内に奨学金貸与額変

更申込書（第六号様式）を教育長に提出しなければならない。ただし、奨学生の在学する高等学校等の区分に変更がある場合は、速やかに奨学金貸与額変更申込書を提出しなければならない。

- 5 教育長は、前項の奨学金貸与額変更申込書の提出を受け、適当と認めるときは、貸与額を変更し、その旨本人、保護者、第二連帯保証人及び高等学校等の校長に通知するものとする。

（貸与の期間）

第十一条 修学費を貸与する期間は、第七条第五項又は第八条第一項の規定による決定の際に定める月（以下「貸与開始月」という。）から奨学生が在学する高等学校等の正規の修業年限を修了する日の属する月までとする。ただし、次の表の上欄に掲げる法第一条に規定する高等学校及び中等教育学校の課程にあつては、正規の修業年限は、それぞれ同表の下欄のとおりとする。

| 課程 | 修業年限 |
|-----------------|------|
| 高等学校の定時制 | 四年 |
| 高等学校の通信制 | 四年 |
| 高等学校の専攻科 | 二年 |
| 中等教育学校の後期課程の定時制 | 四年 |
| 中等教育学校の後期課程の通信制 | 四年 |
| 中等教育学校の後期課程の専攻科 | 二年 |

- 2 前項の規定にかかわらず、教育長が次の各号に掲げる事由があると認めるときは、修学費の貸与を受けた月数の通算が正規の修業年限に相当する月数に至るまでの範囲で貸与期間を延長することができる。

一 転学

二 疾病その他のやむを得ない事由

- 3 前項の規定による貸与期間の延長を受けようとする奨学生は、正規の修業年限が終了する一月前までに、奨学金貸与期間延長申込書（第七号様式）に当該延長を受けようとする理由を証する書類を添えて、教育長に提出しなければならない。

- 4 教育長は、第二項の規定により貸与期間を延長したときは、その旨本人、保護者、第二連帯保証人及び高等学校等の校長に通知するものとする。

（貸与の時期）

第十二条 教育長は、別表第三の上欄の区分に応じて、下欄に定める時期に修学費を貸与するものとする。

- 2 第七条第五項の規定により採用の決定を受けた者の最初の貸与にあつては、教育長は、同条第六項の奨学金返還誓約書兼借用証書等の提出を受けたときは、遅滞なく、修学支度費並びに当該年度の四月及び五月分の修学費を貸与するものとする。

- 3 前項の規定にかかわらず、教育長は、予約採用内定者に対し、高等学校等への入学を予定する日の属する月の前月に修学支度費を貸与することができる。

- 4 第八条第一項の規定により採用の決定を受けた者の最初の貸与にあつては、教育長は、同条第三項の奨学金返還誓約書兼借用証書等の提出を受けたときは、遅滞なく、修学支度費及び貸与開始月の分から貸与する月の分（当該月が貸与する月でない場合は、前月分）までの修学費を貸与するものとする。

5 教育長は、貸与する奨学金を、奨学生があらかじめ指定した奨学生本人の金融機関の口座に振り込むものとする。ただし、教育長が必要と認める場合は、この限りでない。

(貸与の継続手続)

第十三条 奨学生は、翌年度においても継続して奨学金の貸与を受けようとするときは、教育長が定める期間内に奨学金貸与継続届（第八号様式）を教育長に提出しなければならない。

2 教育長は、前項の奨学金貸与継続届が提出されないときは、翌年度以降の貸与を打ち切り、その旨本人、保護者、第二連帯保証人及び高等学校等の校長に通知するものとする。

(採用内定の取消)

第十四条 教育長は、予約採用内定者が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、第七条第一項の規定による採用の内定を取り消すものとする。

一 第三条第一項第一号及び第三号に掲げる要件を欠くに至ったとき。

二 奨学金の貸与を受けることを辞退したとき。

三 心身の故障により、修学の見込みがないとき。

四 性行が著しく不良になったとき。

五 第六条の申込書に虚偽の記載をし、又は不正な手段によって採用の内定を受けたとき。

六 第七条第二項の規定により付けられた条件に違反したとき。

七 第七条第三項の規定により、教育長が定める期限までに進路決定届（第三号様式）を提出しないとき。

八 その他奨学金を貸与する必要がないと教育長が認めたとき。

2 教育長は、前項の規定により、採用の内定を取り消したときは、その旨本人、保護者、第二連帯保証人及び中学校の校長又は高等学校等の校長に通知するものとする。

(貸与の打ち切り)

第十五条 教育長は、奨学生が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、当該事実の発生した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から、奨学金の貸与を打ち切るものとする。ただし、当該奨学生が次の各号のいずれにも該当しない状態に至ったときは、再度、第六条の申込みをすることを妨げない。

一 第三条第一項第一号、第二号及び第三号に掲げる要件を欠くに至ったとき。

二 奨学金の貸与を受けることを辞退したとき。

三 奨学金の貸与継続の意思確認ができないとき。

四 心身の故障により、修学の見込みがないとき。

五 性行が著しく不良になったとき。

六 第六条の申込書に虚偽の記載をし、又は不正な手段によって奨学生となったとき。

七 第八条第二項の規定により付けられた条件に違反したとき。

八 奨学金貸与期間における休学期間が通算して三年に達したとき。

九 その他奨学金を貸与する必要がないと教育長が認めたとき。

2 教育長は、前項の規定により、貸与を打ち切ったときは、その旨本人、保護者、第二連帯保証人及び高等学校等の校長に通知するものとする。

(貸与の休止等)

第十六条 教育長は、奨学生が休学したときは、休学した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から復学した日の属する月の前月（その日が月の末日であるときは、その日の属する月）までの期間、奨学金の貸与を休止する。

2 前項の場合において、これらの月の分として既に貸与した修学費があるときは、その修学費は、復学した日の属する月以後の分として貸与したものとみなす。

3 教育長は、奨学生が第十五条第一項各号のいずれかに該当すると見込まれる場合は、奨学金の貸与を一時留保することができる。

（奨学金の返還）

第十七条 奨学生は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その事由が発生した日の属する月の翌月から起算して半年間据え置いた後、十二年以内に奨学金を返還しなければならない。

一 高等学校等を卒業したとき。

二 第十五条第一項の規定により、奨学金の貸与を打ち切られたとき。

三 第二十条第一項第一号の規定による返還猶予が、卒業以外の理由で終了したとき。

四 第二十条第一項第二号の規定による返還猶予事由が消滅したとき。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する者は、前項に規定する奨学金を返還しなければならない期間は、当該各号に定めるところによる。

一 貸与の総額が百二十万円を超え百八十五万円未満の者 十五年以内

二 貸与の総額が百八十五万円以上の者 十八年以内

3 教育長は、前二項の規定により返還金の額及び返還期日等について、その旨本人、保護者及び第二連帯保証人に通知するものとする。

4 返還金を正当な理由なく、返還期日までに返還しなかったときは、三重県債権の管理及び私債権の徴収に関する条例（平成二十六年三重県条例第二号）第七条の規定により算定した額を遅延損害金として支払わなければならない。ただし、教育長が必要と認めたときは、遅延損害金を減免する。

5 奨学生又は奨学生であった者は、返還方法を変更しようとするときは、速やかに奨学金返還計画変更申込書（第九号様式）を教育長に提出しなければならない。

（返還の方法）

第十八条 奨学金の返還は、月賦又は半年賦の均等返還の方法によるものとする。ただし、繰上返還することを妨げない。

2 前項の規定により最初に返還する月は、猶予及び据え置き期間の終了の日から起算して、半年賦の場合は半年を経過しない月でなければならない。

3 奨学金の返還期日は、次の各号に定める区分に応じて、当該各号に定めるところによる。なお、当該各号に定める日が休日、土曜日又は日曜日に当たるときは、その日後において、その日に最も近い休日、土曜日又は日曜日でない日を返還期日とする。

一 月賦 毎月末日

二 半年賦 返還月の末日

4 奨学金の返還は、口座振替の方法により行うことができる。

5 奨学金の返還を口座振替の方法により行う場合に必要事項は、三重県会計規則（平成十八年三重県規則第六十九号）第十八条に規定するもののほか、教育長が別に定める。

（返還の免除）

第十九条 三重県高等学校等修学奨学金返還免除に関する条例（平成十四年三重県条例第九号。以下「条例」という。）第二条の規定による奨学金の返還の免除を受けようとする者は、奨学金返還免除申込書（第十号様式）に次に掲げる書類を添えて、同条各号の事由の発生後遅滞なく教育長に提出しなければならない。

一 条例第二条第一号に該当する場合は、奨学生であった者の死亡を証する書類

二 条例第二条第二号に該当する場合は、奨学生であった者の障害の状態が別表第四の下欄に掲げる状態のいずれかに該当し、就業が困難であることを証する医師の診断書（第十一号様式）その他の書類

2 前項の規定による申込みは、本人が死亡したとき、心身に重大な障害を受けたときその他やむを得ない事由により申込みをすることができないときは、保護者、配偶者又は第二連帯保証人が申込みをすることができる。

3 奨学金の返還を免除する額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額から、第一項の規定による申込時までに返還期日が経過して支払われていない返還金の額を控除した額とする。

一 条例第二条第一号に該当する場合又は同条第二号に該当する場合（奨学生であった者の障害の程度が、別表第四の上欄の一級に該当するときに限る。）貸与を受けた奨学金の総額から第一項の規定による申込時までに返還した額を控除した額（次号において「残額」という。）の全額

二 条例第二条第二号に該当する場合（奨学生であった者の障害の程度が、別表第四の上欄の二級に該当するときに限る。）残額の四分の三に相当する額

（返還の猶予）

第二十条 教育長は、奨学生であった者が、奨学金貸与期間の終了後、次の各号のいずれかに該当し、返還が困難になったときは、奨学金の返還を猶予することができる。

一 高等学校等に在学するとき。

二 法第一条に規定する短期大学、大学及び大学院、法第二百二十四条に規定する専修学校並びに法第三十四条に規定する各種学校に在学し、又はこれらと同等の課程若しくは相当する課程を有するものとして教育長が認める外国の学校に留学したとき、又は法令に基づき設置する大学校のうち、学位を取得することができる大学校に在学したとき（国家公務員の身分を有する者を除く。）。

三 災害により被害を受けたとき。

四 第二号に規定する学校への進学準備のため、自宅又は自宅外で学習したとき。

五 就職のため、職業訓練を受けているとき（職業訓練を受けている施設から給与を得ている場合を除く。）。

六 就労の意思を有しながら一度も就労できないとき。

七 疾病、失業又は休職により就労することができないとき。

八 妊娠、出産又は育児を理由として休業したとき（個人事業主（税務署に開業届出をしてあるものをいう。）が妊娠、出産又は育児を理由として事業を休止する場合を含む。）。

九 その他やむを得ない事由によって返還が困難であると教育長が認めたとき。

- 2 奨学生であった者は、前項の規定による返還猶予を受けようとするときは、奨学金返還猶予申込書（第十二号様式）に同項各号に定める事由を証する書類を添えて、教育長に提出しなければならない。

（返還猶予の期間）

第二十一条 前条の規定による返還猶予の期間は、次のとおりとする。

- 一 前条第一項第一号又は第二号に該当するときにあっては、その事由が継続している期間。
 - 二 前条第一項第三号に該当するときにあっては、返還猶予を決定してから一年以内の期間。
ただし、猶予期間が経過した後も猶予事由が継続している場合において、教育長が必要と認めたときは、猶予期間を延長することができるものとする。
 - 三 前条第一項第四号から第七号及び第九号に該当するときにあっては、返還猶予を決定してから一年以内の期間。
 - 四 前条第一項第八号に該当するときにあっては、返還猶予を決定してから一年以内の期間。
ただし、その事由が継続しているときは、子が満三歳に達する日の翌日が属する月を限度として猶予期間を延長することができるものとする。
- 2 前条第一項第四号から第七号及び第九号の規定により返還猶予した場合において、教育長が必要と認めたときは、一年以内の期間に限り猶予を延長することができるものとする。ただし、延長期間が経過した後も猶予事由が継続している場合において、教育長が必要と認めたときは、さらに一年以内の期間に限り猶予を延長することができるものとする。
- 3 前条第一項第四号から第七号及び第九号の規定により返還猶予する場合は、猶予事由及び猶予期間の延長の有無にかかわらず、通算して三年以内を限度として返還猶予できるものとする。

（異動の報告）

第二十二条 予約採用内定者、奨学生、奨学生であった者又は保護者は、返還を完了するまでの間に次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、直ちに別表第五に掲げる提出様式に当該事実を証する書類を添えて、教育長に提出しなければならない。

- 一 奨学生が退学したとき。
 - 二 奨学生が休学し、又は停学の処分を受けたとき。
 - 三 奨学生が復学したとき。
 - 四 採用の内定又は奨学金の貸与を受けることを辞退するとき。
 - 五 予約採用内定者、奨学生、奨学生であった者、保護者又は第二連帯保証人が住所又は名前を変更したとき。
 - 六 第十二条第五項の規定により奨学金の振込を行う金融機関の口座を変更するとき。
 - 七 奨学生が転学又は転籍（学校教育法施行規則（昭和二十二年省令第十一号）第九十二条第一項に規定する転学及び同条第二項に規定する転籍をいう。以下同じ。）したとき。
 - 八 その他教育長が必要と認める事項に変更が生じたとき。
- 2 予約採用内定者、奨学生、奨学生であった者又は保護者は、保護者又は第二連帯保証人の死

亡等の理由により、保護者又は第二連帯保証人を変更しようとする場合は、直ちに連帯保証人等変更申込書（第十四号様式）に次に掲げる書類を添えて、教育長に提出し、同意を得なければならない。

- 一 保護者を変更する場合は、保護者になろうとする者の住民票の写し
- 二 第二連帯保証人を変更する場合は、第二連帯保証人になろうとする者の印鑑登録証明書（委任）

第二十三条 この規則に定めるもののほか、奨学金の貸与その他必要な事項は、教育長が別に定める。

- 2 この規則に定めるもののほか、奨学金の債権管理に関し必要な事項は、三重県債権の管理及び私債権の徴収に関する条例の定めるところによる。

附 則

この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則（平成十五年三月二十七日三重県教育委員会規則第三十一号）
（施行期日）

- 1 この規則は、平成十五年四月一日から施行する。
（経過措置）
- 2 改正後の第十一条第一項の規定は、この規則の施行の日以後引き続き三重県高等学校等修学奨学金（以下「修学奨学金」という。）の貸与を受ける者から適用し、同日前に修学奨学金の貸与が終了している者については、なお従前の例による。

附 則（平成十六年三月二十九日三重県教育委員会規則第十五号）
（施行期日）

この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則（平成十六年八月二十三日三重県教育委員会規則第二号）

この規則は、平成十六年十月一日から施行する。

附 則（平成十七年三月二十八日三重県教育委員会規則第十九号）

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則（平成十九年三月二十七日三重県教育委員会規則第三号）

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則（平成十九年十二月二十六日三重県教育委員会規則第十四号）

この規則は、平成十九年十二月二十六日から施行する。

附 則（平成二十年四月十七日三重県教育委員会規則第十三号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規則による改正前の規則の規定に基づく様式は、当分の間、この規則による改正後の規則の規定にかかわらず使用することができる。

附 則（平成二十一年二月九日三重県教育委員会規則第一号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

- 2 改正後の三重県高等学校等修学奨学金の貸与に関する規則（以下「新規則」という。）第十一条第一項の規定は、この規則の施行の日以後に修学奨学金の貸与が決定される者の修学奨学金について適用し、同日前に修学奨学金の貸与が決定された者の修学奨学金については、なお従前の例による。ただし、同日前に修学奨学金の貸与が決定された者のうち、新規則第十一条第一項の規定による修学奨学金の返還を希望し、その旨を教育長に申し出た者にあつては、貸与を受けた修学奨学金の総額から既に返還した額を控除した額について新規則の規定を適用する。

附 則（平成二十三年一月七日三重県教育委員会規則第一号）

- 1 この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の三重県高等学校等修学奨学金の貸与に関する規則の規定に基づいて提出されている申請書等は、改正後の三重県高等学校等修学奨学金の貸与に関する規則の規定に基づいて提出された申請書等とみなす。

附 則（平成二十四年一月十日三重県教育委員会規則第一号）

- 1 この規則は、平成二十四年一月二十日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の三重県高等学校等修学奨学金の貸与に関する規則の規定に基づいて提出されている申請書等は、改正後の三重県高等学校等修学奨学金の貸与に関する規則の規定に基づいて提出された申請書等とみなす。

附 則（平成二十四年十二月七日三重県教育委員会規則第八号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の三重県高等学校等修学奨学金の貸与に関する規則の規定は、平成二十一年十二月十七日から適用する。

附 則（平成二十五年二月十八日三重県教育委員会規則第一号）

- 1 この規則は、平成二十五年三月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の三重県高等学校等修学奨学金の貸与に関する規則の規定に基づいて提出されている申請書等は、改正後の三重県高等学校等修学奨学金の貸与に関する規則の規定に基づいて提出された申請書等とみなす。

附 則（平成二十五年七月二十九日三重県教育委員会規則第五号）

- 1 この規則は、平成二十五年八月一日から施行し、改正後の三重県高等学校等修学奨学金の貸与に関する規則（以下「新規則」という。）第十一条第三項の規定は、改正前の三重県高等学校等修学奨学金の貸与に関する規則（以下「旧規則」という。）の規定により計算し、債務名義を得た旧規則第十一条第三項の延滞金を除き、平成十四年四月一日から適用する。
- 2 この規則の施行の日前に、旧規則第七条第二項の規定により教育長が貸与期間の延長を認めたものについては、新規則第九条第一項第七号の規定は、適用しない。

附 則（平成二十六年三月二十七日三重県教育委員会規則第五号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規則の施行の際現に改正前の三重県高等学校等修学奨学金の貸与に関する規則の規定に基づいて提出されている申請書等は、改正後の三重県高等学校等修学奨学金の貸与に関する規則の規定に基づいて提出された申請書等とみなす。

- 3 施行日から三重県債権の管理及び私債権の徴収に関する条例（平成二十六年三重県条例第二号）第七条の施行の日の前日まで、改正後の三重県高等学校等修学奨学金の貸与に関する規則第十一条に定める遅延損害金の算定については、次項から附則第八項までの規定を適用する。
- 4 前項の遅延損害金の額は、規則第十一条第一項に定める返還期日（以下「返還期日」という。）の翌日から履行期限の日までの期間の日数に応じ、当該返還金の金額に年五パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する額とする。
- 5 前項の規定により遅延損害金の額を計算する場合において、その計算の基礎となる債権の金額に千円未満の端数があるとき、又はその金額が二千円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。
- 6 附則第四項の遅延損害金の確定金額に百円未満の端数があるとき、又はその金額が千円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てるものとする。
- 7 附則第四項の遅延損害金の算定に用いる年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、三百六十五日当たりの割合とする。
- 8 施行日前に発生した返還金のうち、返還期日までに返還されないものについては、施行日以後の期間にあっては附則第四項から前項までの規定を適用し、施行日前の期間にあってはなお従前の例による。

附 則（平成二十七年三月九日三重県教育委員会規則第一号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規則の施行の際現に改正前の三重県高等学校等修学奨学金の貸与に関する規則の規定に基づいて提出されている申請書等は、改正後の三重県高等学校等修学奨学金の貸与に関する規則の規定に基づいて提出された申請書等とみなす。

附 則（平成二十七年三月三十一日三重県教育委員会規則第九号）

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

附 則（平成二十八年一月二十七日三重県教育委員会規則第一号）

- 1 この規則は、平成二十八年二月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の三重県高等学校等修学奨学金の貸与に関する規則の規定に基づいて提出されている申請書等は、改正後の三重県高等学校等修学奨学金の貸与に関する規則の規定に基づいて提出された申請書等とみなす。

附 則（平成二十九年二月十七日三重県教育委員会規則第二号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。
（経過措置）
- 2 改正後の三重県高等学校等修学奨学金の貸与に関する規則（以下「新規則」という。）第十一条第一項ただし書きの規定は、この規則の施行の日以後に修学奨学金の貸与が決定される者の修学奨学金について適用し、同日前に修学奨学金の貸与が決定された者の修学奨学金については、なお従前の例による。ただし、同日前に修学奨学金の貸与が決定された者のうち、新規則

第十一条第一項ただし書きの規定による修学奨学金の返還を希望し、その旨を教育長に申し出た者にあつては、貸与を受けた修学奨学金の総額から返還期日が経過した返還金の額を控除した額（以下「返還残額」という。）が新規則第十一条第一項ただし書きに規定する額以上であれば、返還残額について新規則の規定を適用する。

- 3 この規則の施行の際現に改正前の三重県高等学校等修学奨学金の貸与に関する規則の規定に基づいて提出されている申請書等は、新規則の規定に基づいて提出された申請書等とみなす。

附 則（平成三十年十一月十九日三重県教育委員会規則第十二号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、令和二年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の規定に基づいて提出されている申請書等は、この規則による改正後の規則の規定に基づいて提出された申込書等とみなす。
- 3 第七条及び第八条の規定は、この規則の施行の日以後に奨学生となる者（この規則の施行の前日に採用の予約の決定を受けた者を除く。）から適用し、この規則の施行の前日に奨学生となった者及び採用の予約の決定を受けた者については、なお従前の例による。
- 4 この規則の施行の前日に奨学生となった者及び採用の予約の決定を受けた者の改正前の第十一条第四項の規定による三重県高等学校等修学奨学金借用証書及び三重県高等学校等修学奨学金返還明細書の提出については、なお従前の例による。
- 5 第十八条第一項の規定は、この規則の施行の前日に奨学金の貸与を終了した者については、なお従前の例による。ただし、返還方法を変更する場合は同項の規定を適用する。

附 則（令和二年十二月二十五日三重県教育委員会規則第十号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現に改正前の三重県教育委員会の所管に属する公益信託の許可等に関する規則、三重県教育財産規則、教育職員免許状に関する規則、三重県高等学校等進学奨励金返還債務免除条例施行規則、学校教育法施行細則、三重県立高等学校通学区域に関する規則、三重県立高等学校学則の基準に関する規則、三重県立特別支援学校学則の基準に関する規則、斎宮歴史博物館条例施行規則、三重県立図書館の管理等に関する規則、三重県総合博物館条例施行規則、三重県立学校体育施設の使用に関する規則及び三重県高等学校等修学奨学金の貸与に関する規則（以下これらを「三重県教育委員会の所管に属する公益信託の許可等に関する規則等」という。）の規定に基づいて提出されている申請書その他の書類は、改正後の三重県教育委員会の所管に属する公益信託の許可等に関する規則等の規定に基づいて提出された申請書その他の書類とみなす。
- 3 この規則の施行前に改正前の三重県教育委員会の所管に属する公益信託の許可等に関する規則等に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則（令和五年三月二十四日三重県教育委員会規則第一号）

（施行期日）

1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に改正前の三重県高等学校等修学奨学金の貸与に関する規則の規定に基づいて提出されている申込書その他の書類は、改正後の三重県高等学校等修学奨学金の貸与に関する規則の規定に基づいて提出された申込書その他の書類とみなす。

別表第一（第十条関係）

| 区分 | 貸与月額 |
|-----|----------------------------------|
| 国公立 | 八、〇〇〇円、一三、〇〇〇円、一八、〇〇〇円又は二三、〇〇〇円 |
| 私立 | 二〇、〇〇〇円、二五、〇〇〇円、三〇、〇〇〇円又は三五、〇〇〇円 |

別表第二（第十条関係）

| 区分 | 貸与額 |
|-----|-------------------|
| 国公立 | 四〇、〇〇〇円又は八〇、〇〇〇円 |
| 私立 | 五〇、〇〇〇円又は一〇〇、〇〇〇円 |

別表第三（第十二条関係）

| 区分 | 貸与時期 |
|--------------|------|
| 四月及び五月分の修学費 | 五月 |
| 六月及び七月分の修学費 | 七月 |
| 八月及び九月分の修学費 | 九月 |
| 十月及び十一月分の修学費 | 十一月 |
| 十二月及び一月分の修学費 | 一月 |
| 二月及び三月分の修学費 | 二月 |

別表第四（第十九条関係）

| 障害の程度 | 障害の状態 |
|-------|--|
| 一 級 | 一 常時心身喪失の状況にあるもの 二 両眼の視力が〇・〇二以下に減じたもの 三 片目の視力を失い、他方の視力が〇・〇六以下に減じたもの 四 そしゃくの機能を失ったもの 五 言語の機能を失ったもの 六 手の指を全部失ったもの 七 常に床について複雑な看護を必要とするもの 八 前各号に掲げるもののほか、精神又は身体の障害により労働能力を喪失したもの |
| 二 級 | 一 両眼の視力が〇・一以下に減じたもの 二 鼓膜の大部分の欠損その他により両耳の聴力が耳かくに接しなければ大声を解することができない程度以上のもの 三 そしゃく又は言語の機能に著しい障害を残すもの 四 せき柱の機能に著しい障害を残すもの 五 片手を腕関節以上で失ったもの 六 片足を足関節以上で失ったもの 七 片手の三大関節中二関節又は三関節の機能を失ったもの 八 片足の三大関節中二関節又は三関節の機能を失ったもの 九 片手の五つの指又は親指及び人差し指を含む四つの指を失ったもの 十 足の指の全部を失ったもの 十一 せき柱、胸かく、骨盤軟部組織の高度の障害、変形等の理由により労働能力が著しく阻害されたもの 十二 半身不随により労働能力が著しく阻害されたもの 十三 前各号に掲げるもののほか、精神又は身体の障害により労働能力に高度の制限を有するもの |

備考

- 一 下欄各号の障害は、症状が固定し、又は回復の見込みのないものに限る。
- 二 視力の測定は、万国式視力表によるものとし、屈折異常のものについては、矯正視力によって測定する。

別表第五（第二十二条関係）

| 事由 | 提出様式 |
|--|----------------|
| 奨学生が退学したとき。 | 異動届①（第十三号様式） |
| 奨学生が休学し、又は停学の処分を受けたとき。 | 異動届①（第十三号様式） |
| 奨学生が復学したとき。 | 異動届①（第十三号様式） |
| 採用の内定又は奨学金の貸与を受けることを辞退するとき。 | 異動届②（第十三号様式の二） |
| 予約採用内定者、奨学生、奨学生であった者、保護者又は第二連帯保証人が住所又は名前を変更したとき。 | 異動届③（第十三号様式の三） |
| 第十二条第五項の規定により奨学金の振込を行う金融機関の口座を変更するとき。 | 異動届④（第十三号様式の四） |
| 奨学生が転学又は転籍したとき。 | 異動届⑤（第十三号様式の五） |
| その他教育長が必要と認める事項に変更が生じたとき。 | 教育長が別途定める様式 |